

申告時期によくいただくご質問とその一般的な回答

No.	ご 質 問	一般的な回答
1	申告しないと、どうなりますか？	提出していただく申告書は、町民税・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の算定の基礎資料になります。申告書の提出がないために、これらの金額が高くなってしまったりすることがあります。 また、所得証明、課税証明、福祉に関する負担金等の算定、保育料算定、町営住宅入居申請等、さまざまな行政サービスを受けるためにもこの申告は必要なものです。
2	申告書が送られてこないけれど、申告しなくてもいいのですか？	昨年度に町民税・県民税の申告書を提出した方には、「申告お知らせはがき」を送付しています。案内が届かなくても申告が必要な場合があります。申告が必要かどうかは、町民税・県民税の申告が「必要な方」をご確認ください。
3	会場に行くことができないときはどのように申告すればいいですか？	郵送で申告書を提出することができます。
4	本人が会場に行かなくても大丈夫ですか？	代理人でも申告を受け付けています。 ※家族等で本人の所得状況等を把握している場合に限りです。代理人となるために必要なものではありませんが、申告に必要なものをご用意ください。
5	年金収入が400万円以下のため税務署から申告不要と言われましたが、町民税・県民税の申告は必要でしょうか？	所得税及び復興特別所得税の還付申告をしたり、扶養控除を取り消す場合を除き、確定申告は不要ですが、町民税・県民税の申告が必要な場合や申告することによって有利になる場合があります。
6	収入がなかったのですが申告は必要ですか？	町民税が課税される一定の金額を超えていなければ申告する義務はありません。 ※ただし、勤務先の扶養確認などで所得証明などが必要となる場合は申告が必要です。
7	遺族・障害年金、雇用(失業)保険、傷病手当だけを受給していて、ほかに収入はないが申告は必要ですか？	遺族・障害年金、雇用(失業)保険、傷病手当だけを受給していて、ほかに収入はなかった人も申告が必要です。 ※これらの収入は、課税所得とみなされませんので、収入がなかった場合と同様の扱いとなります。
8	医療費控除は10万円以上ないと控除対象になりませんか？	所得の金額が200万円未満の場合は、支払った医療費が10万円以下でも該当する場合があります。 (例) ・実際に支払った医療費の合計額 8万円 ・保険金などで補てんされた金額 1万5千円 ・所得金額 100万円 医療費控除額 8万円 - 1万5千円 - (100万円 × 5%) = 1万5千円
9	セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について教えてください。	健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から令和8年12月31日までの間に、スイッチOTC医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)の購入費用を年間1万2千円を超えて支払った場合に、その購入費用のうち1万2千円を超える額を所得控除(上限は8万8千円)します。 この控除と従来の医療費控除は、どちらか一方のみ受けることができます。
10	昨年9月に会社を退職し、その後勤めていないのですが、申告の必要がありますか？	年末調整の済んでいない源泉徴収票をお持ちの方は、所得税及び復興特別所得税の精算が済んでいないので、所得税の確定申告をしてください。確定申告をした場合、町民税・県民税の申告書の提出は必要ありません。

11	今年の2月に垂井町からA市へ引越しました。申告はどちらにすればいいですか？	町民税・県民税は1月1日に住んでいた住所地の市区町村に納めることになっています。今年の1月1日の住所地は垂井町だったので垂井町で申告していただき、来年からA市で申告していただくことになります。
12	配偶者の扶養親族となっていました。が、今年1月5日に配偶者が亡くなりました。死亡した配偶者の申告は必要ですか。	町民税・県民税はその年の1月1日お住まいの人に納めていただくことになっています。1月5日に亡くなられた方も納税義務者になりますので、申告が必要な方に当てはまる場合は申告が必要です。